（公印省略）

食生衛第８１０－２１号

令和４年１２月９日

　各生活衛生同業組合理事長　様

　（一社）群馬県食品衛生協会会長　様

　（公財）群馬県生活衛生営業指導センター理事長　様

群馬県健康福祉部食品・生活衛生課長　浅見　成志

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく

警戒レベル及び要請について（依頼）

　平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

　さて、令和４年１２月８日（木）に開催しました、第９８回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、別添のとおり、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請（１２月１０日（土）以降）を行うことを決定しました。

　つきましては、県民及び事業者の皆様に対し、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請を行いますので、貴団体におかれましては、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知いただきますようお願いします。

　－前回（１１月２６日（土）以降）要請からの変更点－

**警戒レベルに変更がないことから、要請内容も変更はありません。**

　（１）ガイドライン警戒レベルの変更

　　　　警戒レベル「２」：３５市町村

（２）県民の皆様への要請

・３つの密となるような感染リスクの高い店舗や場所の利用は、十分注意

・県外への移動は、十分注意

・大人数・長時間での会食等は感染リスクが高まることから、慎重に判断

（３）事業者の皆様への要請

・テレワーク、時差出勤等を強く推奨

・高齢者施設や病院等での直接面会は十分注意

　※詳細は『群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請について（１２月１０日（土）以降）』を御確認ください。

担当：生活衛生・動物愛護係

TEL：027-226-2445

FAX：027-220-4300

e-mail：eiseisuidou@pref.gunma.lg.jp